

## 受注希望型競争入札に係る低価格入札事務処理試行要領

制	定	平成15年	6月20日	15下公第	59号
改	正	平成15年	12月18日	15下公第	149号
改	正	平成17年	3月22日	16下公第	167号
改	正	平成17年	10月20日	17下公第	114号
改	正	平成19年	3月27日	18下公第	287号
改	正	平成19年	6月22日	19下公第	111号
改	正	平成20年	1月28日	19下公第	310号
改	正	平成21年	5月1日	21下公第	35号
改	正	平成21年	11月1日	21下公第	130号
改	正	平成23年	10月1日	23下公第	95号
改	正	平成23年	12月1日	23下公第	121号
改	正	平成27年	6月1日	27下公第	42号
改	正	平成28年	5月1日	28下公第	18号

### (趣旨)

第1 受注希望型競争入札実施要領の対象とする建設工事（以下「工事」という。）及び建設工事に係る測量、調査、設計等委託業務（以下「委託業務」といい、工事及び委託業務を併せて以下「工事等」という。）の低価格入札については、この事務処理試行要領（以下「要領」という。）を適用する。

### (対象工事等)

第2 対象とする工事等は、受注希望型競争入札で発注する予定価格（消費税等相当額を含む。以下「予定価格」という。）が100万円を超える工事及び50万円を超える委託業務を対象とする。

### (低価格入札における失格基準価格)

第3 低価格入札において、落札としない場合の基準価格（以下「失格基準価格」という。）は、別添-1「低価格入札における失格基準価格の算定」（以下「算定」という。）の1及び2により定める。

ただし、算定の3に該当する場合は、要領を適用しない。

### (予定価格調書への失格基準価格の記載)

第4 予定価格調書の摘要欄に算定の1の(4)及び2の(4)の算定基準価格を記載するものとする。

### (入札参加者への周知)

第5 理事長は、入札にあたり、入札参加者に対し、次の事項について周知する。

- (1) 失格基準価格が設定されていること。
- (2) 失格基準価格を下回った入札者は、落札とならないこと。（以下「失格」という。）

(失格基準価格による判断)

第6 理事長は、入札の結果、失格基準価格を下回る入札が行われた場合には、直ちに失格と判断する。

2 失格と判断した入札者へは、別記様式により落札候補者としないう旨を通知するとともに、次順位者に対し落札候補者とする旨を通知するものとする。

(その他)

第7 要領に基づく手続きを別添-2「建設工事の失格基準価格算定のフロー」並びに別添-3「委託業務の失格基準価格算定のフロー」に示す。

(読替規定)

第8 支社並びに事務所が発注する建設工事及び建設工事に係る測量、調査、設計等委託業務にあつては、要領中の「理事長」とあるのは「支社長」ないし「事務所長」と読み替えること。

附則 試行要領は、平成15年7月1日以降の入札公告から適用する。

附則 試行要領は、平成17年3月22日以降の入札公告から適用する。

附則 試行要領は、平成17年10月20日以降の入札公告から適用する。

附則 試行要領は、平成19年4月1日以降の入札公告から適用する。

附則 試行要領は、平成19年7月1日以降の入札公告から適用する。

附則 試行要領は、平成20年2月1日以降の入札公告から適用する。

附則 試行要領は、平成21年5月1日以降の入札公告から適用する。

附則 試行要領は、平成21年11月1日以降の入札公告から適用する。

附則 試行要領は、平成23年10月1日以降の入札公告から適用する。

附則 試行要領は、平成23年12月1日以降の入札公告から適用する。

附則 試行要領は、平成27年6月1日以降の入札公告から適用する。

附則 試行要領は、平成28年5月1日以降の入札公告から適用する。

## 低価格入札における失格基準価格の算定

要領の第3に定める失格基準価格は、次により算定する。

なお、算定に用いる設計価格とは、工事については工事価格(消費税等相当額抜き)、委託業務については業務価格(消費税等相当額抜き)をいう。

### 1 工事の失格基準価格の設定

「予定価格が100万円を超え2億円未満の工事は、次の(2)から(4)により算定した失格基準価格を下回る価格の入札者は失格とする。」

(1) 算定対象は、入札書比較価格以下の入札者のうち、入札書比較価格以下で入札書比較価格に $85/100$ を乗じた額(1円未満は切り捨て)以上の入札金額で算出した平均値(小数以下は切捨て。)に「標準偏差(小数第1位を四捨五入。)×1.5」を加算及び除算した各金額(少数第1位を四捨五入。)の範囲以内の価格の入札者とする。

(2) 算定対象の入札者が5者未満の場合には、入札書比較価格に $87.5/100$ を乗じた額(千円の位を四捨五入。)を失格基準価格とする。

(3) 算定対象の入札者が5者以上の場合には、入札書比較価格に $87.5/100$ を乗じた額(1円未満は切捨て。以下「87.5%相当額」という。)未満の価格の入札者を除いた入札者の平均価格(千円の位を四捨五入。)を失格基準価格とする。

ただし、算定対象の入札者が5者以上の場合であっても、87.5%相当額以上の者が5者未満の場合には、入札書比較価格に $87.5/100$ を乗じた額(千円の位を四捨五入。)を失格基準価格とする。

(4) 前号で算出した平均価格が入札書比較価格の92.5%を上回る場合には、入札書比較価格に $92.5/100$ を乗じた額(千円の位を四捨五入。)を失格基準価格とする。

「予定価格が2億円以上の工事は、次の(2)から(4)により算定した失格基準価格を下回る価格の入札者は失格とする。」

(1) 算定対象は、入札書比較価格以下の入札者のうち、入札書比較価格以下で入札書比較価格に $80/100$ を乗じた額(1円未満は切り捨て)以上の入札金額で算出した平均値(小数以下は切捨て。)に「標準偏差(小数第1位を四捨五入。)×1.5」を加算及び除算した各金額(少数第1位を四捨五入。)の範囲以内の価格の入札者とする。

(2) 算定対象の入札者が5者未満の場合には、入札書比較価格に $82.5/100$

を乗じた額（千円の位を四捨五入。）を失格基準価格とする。

(3) 算定対象の入札者が5者以上の場合には、入札書比較価格に $82.5/100$ を乗じた額（1円未満は切捨て。以下「82.5%相当額」という。）未満の価格の入札者を除いた入札者の平均価格（千円の位を四捨五入。）を失格基準価格とする。

ただし、算定対象の入札者が5者以上の場合であっても、82.5%相当額以上の者が5者未満の場合には、入札書比較に $82.5/100$ を乗じた額（千円の位を四捨五入。）を失格基準価格とする。

(4) 前号で算出した平均価格が、入札書比較価格の87.5%を上回る場合には、入札書比較価格に $87.5/100$ を乗じた額（千円の位を四捨五入。）を失格基準価格とする。

## 2 委託業務の失格基準価格の設定

「予定価格が50万円を超える委託業務は、次の(2)から(4)により算定した失格基準価格を下回る価格の入札者は失格とする。」

(1) 算定対象は、入札書比較価格以下の入札者のうち、入札書比較価格以下で入札書比較価格に $80/100$ を乗じた額（1円未満は切り捨て）以上の入札金額で算出した平均値（小数以下は切捨て。）に「標準偏差（小数第1位を四捨五入。） $\times 1.5$ 」を加算及び除算した各金額（少数第1位を四捨五入。）の範囲以内の価格の入札者とする。

(2) 算定対象の入札者が5者未満の場合には、入札書比較価格に $85/100$ を乗じた額（百円の位を四捨五入）を失格基準価格とする。

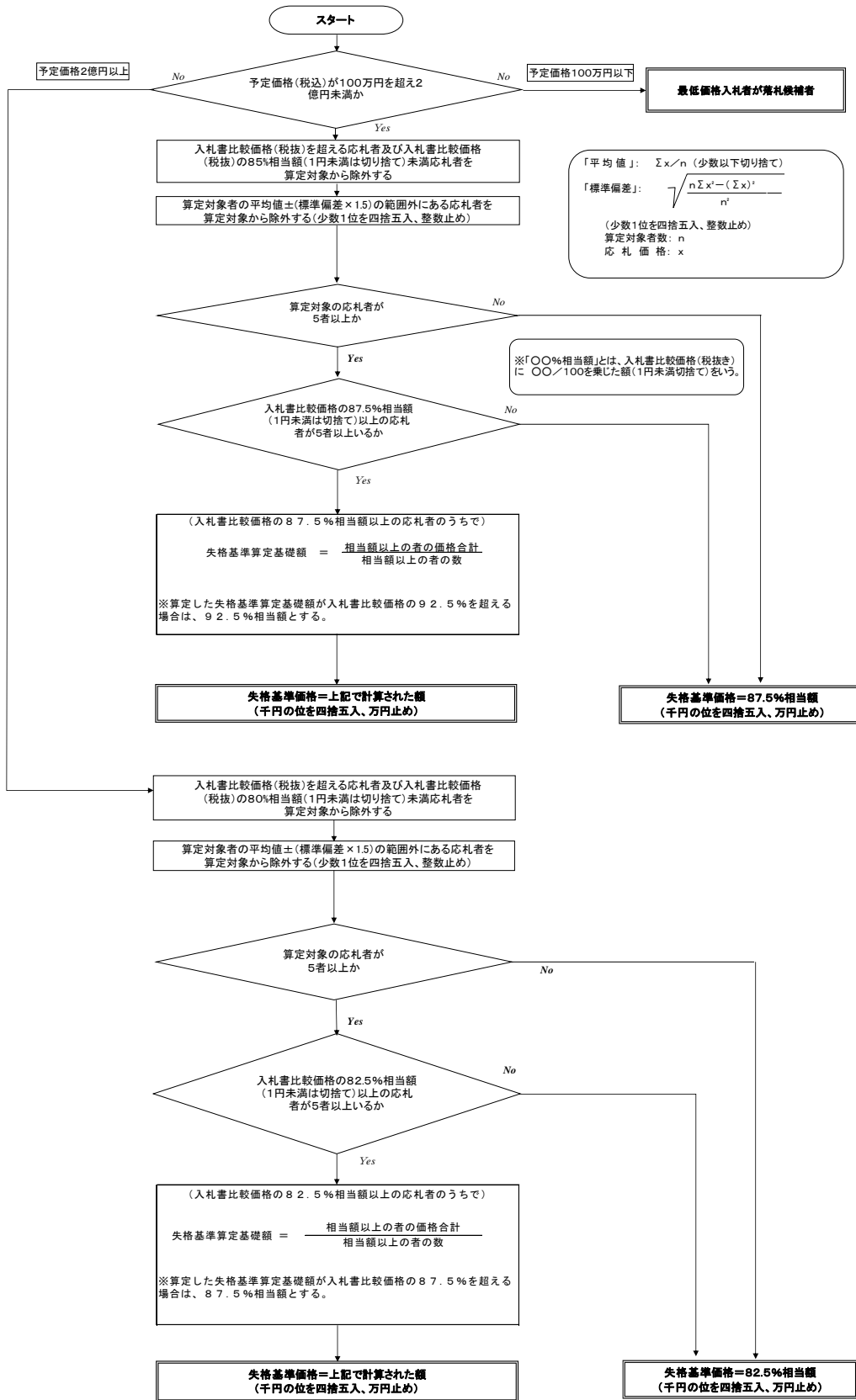
(3) 算定対象の入札者が5者以上の場合には、入札書比較価格に $85/100$ を乗じた額（1円未満は切捨て。以下「85%相当額」という。）未満の価格の入札者を除いた入札者の平均価格（百円の位を四捨五入。）を失格基準価格とする。

ただし、算定対象の入札者が5者以上の場合であっても、85%相当額以上の者が5者未満の場合には、入札書比較価格に $85/100$ を乗じた額（百円の位を四捨五入。）を失格基準価格とする。

(4) 前号で算出した平均価格が、入札書比較価格の90%を上回る場合には、入札書比較価格に $90/100$ を乗じた額（百円の位を四捨五入。）を失格基準価格とする。

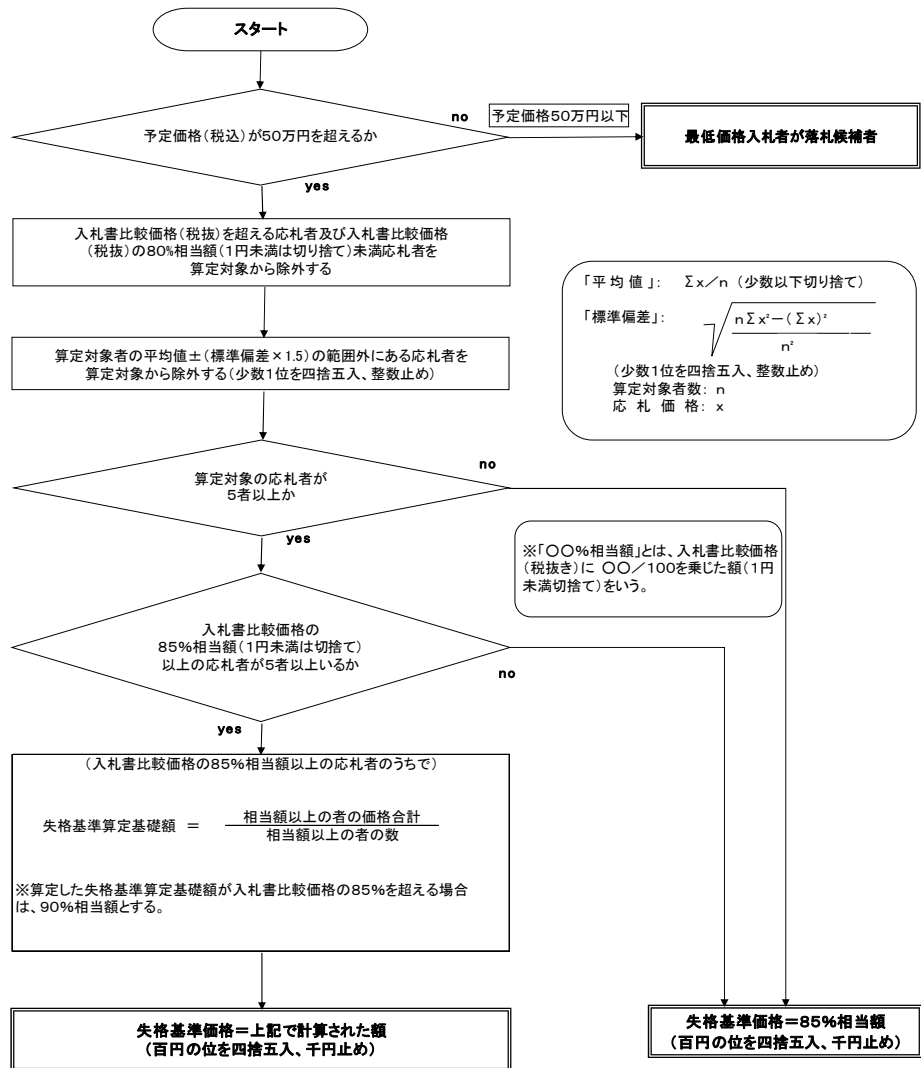
## 3 要領の第3条のただし書きに定める「要領を適用しない場合」は次のとおりとする。

(1) 理事長が適用しないと判断した場合



委託業務の「失格基準価格」算定のフロー

2016. 05. 01



別記様式

平成 〇〇下公第 号  
( )年 月 日

〇〇 〇〇 様 (失格者あて)

公益財団法人長野県下水道公社  
理事長 〇〇 〇〇

受注希望型競争入札に係る低価格入札事務処理試行要領に基づく結果について

貴社が入札の入札価格は、受注希望型競争入札に係る低価格入札事務処理試行要領の第3条に基づき算出した失格基準価格を下回っているため、貴社から提出された入札書は失格となりましたので、通知します。

記

- 1 工事 (業務) 名
- 2 工事 (業務) 箇所名
- 3 貴社 の 入 札 価 格
- 4 失 格 基 準 価 格